参考様式第5－1号

愛農発第1107号
令和　7年　3月　17日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

愛南町長　中村　維伯

市町村名 （市町村コード）	愛南町 （　506　）
地域名 （地域内農業集落名）	緑地区 （　左谷、下緑、当時、中緑、岡、樋口、西柳、大久保、梶郷、大道上、大道下、樫床　）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和　7年　3月　12日 （第1回）

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

緑地区は複合経営の農家も多く、意欲的な営農活動を展開している。また、集落で中山間地域等直接支払交付金制度や多面的機能支払交付金制度に取り組み、農地の保全管理等を行っているが、農繁期の労働力確保や耕作条件に課題を感じている農家も少なくない。緑地区の農業者の平均年齢は69歳となっているが、多くの農業者は今後も現状の耕作規模を維持して営農を継続する意向があるため、引き続き、労働力・耕作条件に関する課題に地区として向き合っていく必要がある。

（2）　地域における農業の将来の在り方

水稲の裏作としてブロッコリー等の作付を推進し、通年ではなく裏作に特化した利用権設定等も地区の中で周知し、水田の活用率と担い手の所得向上に繋げる。
果樹のうち河内晩柑と甘夏については老木化が進み、収穫量と作業効率が低下している。そのため補助事業等を活用し、園地の若返りや作業効率の向上を図る必要がある。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	108　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	108　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能支払交付金の対象農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
高齢化により水田管理が困難となってきた場合は、その農業者が意思表示をしやすい環境を作れるよう地区で仕組みづくりを進め、農地の円滑な継承を進める。
（2）農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理事業の認知度向上や理解度を深め、新たな賃貸方式として活用を促す。特に、意欲的に営農拡大を進める担い手や、高齢かつ後継者がいない農業者については、積極的に当事業の活用を進め、耕作放棄地の発生を地区として防止していく。
（3）基盤整備事業への取組方針
現状取り組む予定はない。
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落や関係機関が連携して新規就農者や新規就農希望者の受け入れ体制を整備し、地域内外からの担い手の確保を図る。
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
現在のところ未定

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☑	①鳥獣被害防止対策	□	②有機・減農薬・減肥料	□	③スマート農業	□	④輸出	☑	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

①⑦中山間地域等直接支払交付金制度や多面的機能支払交付金制度を活用し、農地の保全・管理等に取り組む。また、鳥獣被害が出ている区域については、電気柵やワイヤーメッシュ柵などにも活用することで圃場の防止対策を図る。

⑤果樹のうち河内晩柑と甘夏については老木化が進み、収穫量と作業効率が低下している。そのため、補助事業等を活用し、生産性の向上や持続可能な営農体制の構築を見据えた取組を進めていく。